

## 小杉駅周辺地区新設小学校「通学区域」について

### 1 通学区域

小杉町 2 丁目及び小杉町 3 丁目

### 2 提案理由

- (1) 新設小学校の学校規模を十分に踏まえた区域とする。
- (2) 地域のまとまりを重視するため、丁目単位とした区域とする。
- (3) 西丸子小学校及び今井小学校の学校規模の適正化を図る。

### 3 中学校通学区域

中学校については、既存中学校での対応が可能であることや変更によって通学距離・時間が長くなる等の通学の安全面での課題もある等により、現行（小杉町 2 丁目：中原中学校通学区域、小杉町 3 丁目：今井中学校通学区域）のままとします。

### 4 新設小学校設置に伴う児童・学級数の長期推計

学校		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
新設校	児童数	404	474	537	601	678	748	824
	学級数	14	15	17	19	22	24	25
西丸子小	児童数	489	475	536	563	592	618	644
	学級数	15	15	18	20	20	20	20
今井小	児童数	687	662	665	672	661	679	685
	学級数	20	20	20	21	20	21	21

(参考) 小学校を新設しなかった場合の児童・学級数の長期推計

学校		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
西丸子小	児童数	686	685	761	805	859	922	995
	学級数	20	20	22	24	26	26	29
今井小	児童数	894	926	977	1031	1072	1123	1158
	学級数	26	26	28	30	31	31	33

※平成 35 年度以降の児童生徒数・学級数については近隣地域の実績を基に参考値として示しています

## 開校時特例措置について（案）

### 1 経緯

平成31年度に開校予定の小杉駅周辺地区新設小学校（以下「新設校」という。）の通学区域の設定検討にあたり、基本的な考え方として、既存小学校の通学区域の変更による新設小学校への就学は全学年を対象とし、検討を開始しました。

しかし、対象小学校の保護者等より環境の変化による児童の不安や心配が大きいため、新設校の通学区域となっても、引き続き現在の小学校に就学できるよう配慮してほしい旨の御意見を多数いただくとともに、学校・地域関係者で構成する「通学区域等検討会議」でも複数の委員から同様の意見をいただきました。

こうした状況や対象小学校長の意見も踏まえ、検討を行った結果、通学区域の対象地域に在住の西丸子小学校及び今井小学校児童の心理的な負担、保護者の負担軽減を目的に、次の掲げる条件に該当する児童については新設校開校時に限り、引き続き現在の小学校に就学できる措置を設けます。

### 2 対象地域等

新設小学校通学区域として予定している次の地域を対象地域等とします。

- (1) 小杉町2丁目地域内に在住の西丸子小学校児童
- (2) 小杉町3丁目地域内に在住の今井小学校児童

### 3 適用対象

上記2の対象地域等の児童のうち、次の事項に該当するものを適用対象とします。

- (1) 平成31年4月1日時点で、新5年生・6年生になる児童
- (2) 上記(1)の児童の兄弟姉妹にあたる児童

### 4 適用期間

平成31年4月1日の新設校開校時点に限り適用するものとし、これ以降の適用は認めないものとします。

### 特例措置とは？

指定された学校以外の学校へ就学する「指定変更手続き」における特例措置という考え方になります。通常の指定変更手続きと違い、双方の校長の所見を不要とし、条件に該当する場合は、区役所で変更の手続きをしていただくことで手続きが完了するもので、新設校の開校時に限った措置であります。

#### (参考)

新設校については、既存小学校の統廃合による統合新設と児童増加対策として既存小学校からの分離新設の2つのケースがあります。

直近3年間で分離新設により開校した小学校16校に対し、対応状況についてヒアリングを実施した結果が次のとおりとなります。

原則により、新設小学校に就学する形とした小学校	6校
指定変更手続きの中で対応された小学校	6校
負担軽減を図るために、あらかじめ特例措置を設けた小学校	3校
その他（自治体全体で学校選択制度を導入しているため）	1校